

交友・清鶴調理師労働組合 規約

綱 領

- 1、我われは調理師として相互いに料理研究をなすべく組織し新しい料理道の確立に邁進する。
- 2、我われは労資協調的に人格の向上と新研究知識を生かし将来の業務に貢献する栄養衛生は勿論のこと共存共栄を目的とする。
- 3、我われは新日本料理の研究と経済の合理化を図り調理師と業界の親睦と親和を図る。

第 1 章 総 則

- 第1条 この組合は新日本料理研究 交友・清鶴調理師労働組合と称す。
- 第2条 この組合は事務所を名古屋市中村区名駅四丁目1番16号柳橋食品ビル2階30号に置く。
- 第3条 この組合は組合規約綱領に賛同する、調理師及び之を賛助する者で組織する。
- 第4条 この組合は組合員の自主的結束と相互扶助的な組織によって人格の向上と技術の練磨に応じた労働条件の維持改善と福利の邁進並に経済的社会的地位の向上を図り業界の健全なる発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 この組合は付帯事業として次のことを行う。
- (1) 組合員の福利増進および人格向上に関すること。
 - (2) 友誼団体との提携協力に関すること。
 - (3) 組合員の適正なる賃金と妥当な従業条件による雇用または供給について使用者と交渉したり協約する。
 - (4) 組合員の能力経験に応じた適正な報道賃金の算出をする。
 - (5) 其の他目的達成に必要なこと。

第 2 章 役 員

- 第6条 この組合に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名 (2) 副 会 長 3名 (3) 理 事 長 1名
 - (4) 理 事 20名 (5) 会 計 2名 (6) 会計監査 1名
- 第7条 会長は組合を代表して組合業務を統括して常に円滑な組合活動の推進を図り総会その他の会議を招集する。
- 第8条 副会長は会長を補佐して不在または事故のある場合は会長を代行する。
- 第9条 理事長は会長の指示を受けて組合業務を処理する。
- 第10条 理事は副会長理事長および会計とともに理事会を構成し規約および総会決議ならびにその他必要と認められた事項に基づいて活動する。

- 第11条 会計は組合の会計業務を担当し総会において会計報告を行う。
- 第12条 会計監査は組合の会計を監査し疑義ある場合は会長に報告する。

第 3 章 選 挙

- 第13条 全ての役員は組合員の直接無記名投票により選出するものとする。
- 第14条 役員は任期はすべて二年とする。ただし再選は防げない。
- 第15条 役員はすべて全組合員の中から選出する。

第 4 章 会 議 期 間

- 第16条 この組合に次の会議を置く。
- (1) 総 会 (2) 理 事 会
- 第17条 総会については次の通り定める。
- (1) 定期総会は5月に開催するものとし会長が招集する。
 - (2) 臨時総会は理事長が必要と認められた時または組合員3分の1以上連名により要求のあった時間開催するものと会長が招集する。
 - (3) 総会はこの組合の決議機関で全組合員により構成しその3分の1以上の出席をもって成立するものとし総会議事は出席人員の過半数によって決定する。
 - (4) 定期総会の付議事項は次の通りとする。

ア	1年間の経過報告	イ	1年間の会計報告とその承認
エ	規約の改正	オ	その他
- 第18条 理事会については次の通り定める。
- (1) 理事会は会長 副会長 理事 および会計をもって構成しその過半数をもって成立する。
 - (2) 理事会はこの組合の執行機関で規約および総会において決定された事項の執行に当たる。理事会は原則として月1回会長が招集する。但し理事会構成員の2分の1または会長が必要とした場合は臨時理事会を開くことができる。
 - (3) 理事会の議事は構成員の過半数で決定する。

第 5 章 会 計

- 第19条 この組合のすべての財源および使途現在の経理状況を示す会計報告は組合員によって委託された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに毎年1回定期総会において組合員に公表されるものとする。
- 第20条 この組合の資金は次の掲げるものを持って充当する。
- (1) 組合費 (2) 加入金 (3) 寄付金 (4) その他
- 第21条 この組合の組合費は1人月額1,000円徴収する。
- 第22条 この組合の加入金2,000円とする。但し組合費および加入金は返却しない。
- 第23条 組合費は毎月納入しなければならない。
但し臨時に必要が生じた時は総会の承認を得て臨時組合費を徴収する。
- 第24条 支出については会長 副会長 理事長の承認を得て行う。

第 6 章 組合員の権利および義務

- 第25条 組合員は次の権利を有する。
- (1) この組合のすべての問題に参与し均等の取り扱いを受ける権利。
 - (2) 大会における自由な発言および決議権
 - (3) 役員選挙権および被選挙権。
- 第26条 組合員はこの規約のもとに何人もいかなる場合も人権宗教性別門地または自分によって組合員たる資格を奪われない。

- 第28条 組合員は次の義務を負う。
組合規約および総会の決議に服する義務。

第 7 章 加入および脱退

- 第29条 この組合に加入する者は加入金と組合費1ヶ月分を添えて所定の住所の加入申込書を会長に提出しなければならない。
- 第30条 組合員の資格は組合名簿に登録された時から始まる。
- 第31条 組合員は次の理由により組合員たる資格を失う。
- (1) 死 亡 (2) 業務を変更した時 (3) 除 名 (4) 脱 退

第 8 章 罰 則

- 第32条 この組合の組合員に次の各号に該当する行為があった場合は総会の決議により除名権利停止または戒告することがある。
- (1) 組合員たる体面をはなはだしく汚したとき。
 - (2) この組合の規約に違反したとき。
 - (3) 組合の団結をみだしたとき。
 - (4) 組合事業を妨害したとき。
 - (5) 組合に対して多大な損害を与えたとき。

第 9 章 附 則

- 第33条 この組合が闘争行為を行うには組合員の直接無記名投票数の過半数の賛成によって決定しなければならない。
- 第34条 この組合規約は組合員の直接無記名投票によって全組合員の過半数の賛成がなければ改定できない。
- 第35条 この規約の内第5条第3項については職業安定法の規定により厚生労働大臣の許可を受けたのち実施するものとする。
- 第36条 この規約は平成25年12月20日から実施する。